

保育施設への給付費の過払いについて

本市では、横浜市にお住いの児童が利用する横浜市内外の保育・教育施設に対して、施設の運営経費として給付費の支払いを行っています。このたびシステム処理の誤りにより、横浜市外に所在する1施設に対して本来の金額よりも多く算定し、支給していたことが判明しました。

1 経緯

- 令和3年3月29日 職員Aが当該園の過去の給付額に違和感があったため、係長Bに報告し、係長Bは後任の係長Cにこれを引き継いだ。
- 令和3年4月 係長Cは、職員Aから繁忙期終了後の7月以降に対応する旨報告を受け、これを了承した。
- 令和3年度中 係長Cは、システム開発業者に先に依頼しているシステム改修等への影響を考慮し、翌年度4月以降に着手することとした。また、当該園に対しては、過払いの可能性があるが、調査に時間を要するため、来年度に報告する旨を連絡し、了解を得た。
- 令和4年8月25日 係長Cは、係内会議で当該業務の進捗状況について確認があったことを受け、調査方法を再検討し、職員Aに対して、システム開発業者に調査を依頼するように指示し、翌日に職員Aはシステム開発業者に調査を依頼した。
- 令和4年10月7日 システム開発業者の調査が完了し、誤りがあったのは当該園のみであることの報告を受けた。引き続き、システム開発業者では確認できない過年度分の過払い額の算定に着手した。
- 令和4年11月8日 過払い額が判明したことを受け、係長Cが当該園にお詫びに伺うとともに、原因と過払い額を説明した。

2 過払いの状況

保育所1か所に対して、平成30年度分及び令和元年度分で合計6,111,010円の過払いがありました。

3 原因

給付費の計算にあたっては、国が定める単価（以下、「公定価格」とする）に基づき決定しますが、人事院勧告に伴い公定価格が遡って増額となった場合、1年分の給付額をシステムによる自動処理によって一括して再算定し、追加支給を行っています。

この自動処理について、平成30年度にシステム改修を行った際に、誤って横浜市内の施設として設定されていたことから、給付額の再算定に必要な在園児数が想定と異なり、平成30年度分及び令和元年度分の人事院勧告改定分について、必要以上に多く追加支給していました。

また、本件については、上司への報告のタイミングや進捗管理について十分でなかった面があり、原因究明や是正に時間を要してしまいました。

4 今後の対応

令和4年11月8日に当該園を訪問し、お詫びするとともに原因と過払い額を説明しました。過払い額については、今後支払う給付費との相殺により返金していただく予定です。

5 再発防止策

本件と同様の自動処理を行った場合に正しい算定結果となるようシステム改修を行うとともに、今後のシステム改修に際しても、市外施設の判定が正しく行われるよう検証を行っていきます。

また、給付額に過誤等の可能性がある場合は、速やかに上司に報告させ、原因究明や是正に向けて進捗管理を行うよう、指導を徹底していきます。

お問合せ先
こども青少年局保育・教育給付課長 石田 登 Tel 045-671-0201